

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2021年（令和3年）11月26日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起	点	幅員 m	延長 m
		終	点		
1	片瀬 420号線	片瀬五丁目2151番2地先		4.5	46.4
		片瀬五丁目2151番5地先			
2	鵜沼 951号線	鵜沼海岸六丁目4013番4地先		4.5	34.9
		鵜沼海岸六丁目4013番2地先			
3	鵜沼 952号線	本鵜沼三丁目3762番19地先		4.5	24.1
		本鵜沼三丁目3762番39地先			
4	辻堂 682号線	辻堂四丁目5907番1地先		4.5	35.1
		辻堂四丁目5907番1地先			
5	善行 656号線	善行六丁目3628番35地先		4.5	29.3
		善行六丁目3628番28地先			
6	善行 657号線	立石一丁目3034番25地先		5.0	68.4
		立石一丁目3034番47地先			
7	長後 936号線	下土棚字渋谷ノ里1076番3地先		5.0	74.1
		下土棚字渋谷ノ里1075番11地先			

提案理由

片瀬420号線ほか6路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。